

# 維新変革と「豪農」

——松井八澄著「降荷怪話」の世界——

松田之利

私に与えられた課題は、岐阜県における自由民権運動の前史ともいべき、明治初年の農村構造ないし農民の動向について述べることにある。

この課題に全面的に応ずる準備がいまはないので、本小稿では、岐阜県近在の一豪農の幕末～明治10年ごろまでの、政治や社会に対する見方、意識をとりあげて、責任の一端をはたしたいと思う。

ところで、近代史には門外漢である私にとって、以前から疑問であったことの一つは、自由民権運動の高揚期に、岐阜県下—といって大きすぎるならば濃美に絞ってもよいのだが—の豪農、農民達の多くはどのような動きをしていたのだろうかということであった。

松本平治氏や長谷川昇氏、村上貢氏、若井正氏等のすぐれた業績によって、県下の民権家の思想と行動はかなり明らかにされてきているのだが、幕末維新期に於ける当該地方の村方騒動とか小作騒動の多さや、明治末～大正期の全国的にみても小作争議の多発したところとして知られていることに強い印象をもっている私としては、豪農層・中下層農民によって担われた当地方の民権運動は活発であったとはいはず、むしろ低調であったとさえいえるのではないかと思うのである。

しかし運動の高揚とか低調とかいうことよりは、民権期に於ける農村の抱えていた矛盾がどのようなものであり、それはどのようなかたちで現出したのかということが問題であろうし、幕末、維新期に主な関心を持っている私としては、維新変革期に騒動などを激化させた村のありかたが、明治10年代の民権運動にどのような

規定性を与えていくのか、ということに興味がもたれる。

このような問題を解くためには、幕末から明治10年代に至るまでの農村構造を一貫して分析してみる必要があるが、そうした研究は非常に少ないといえる<sup>1)</sup>。

本小稿はそうした全面的な農村構造の分析ではなく、幕末から明治10年ごろまでの一豪農のしるした記録を通じて、その豪農の民衆運動や地租改正、民権運動に対する意識を明らかにして、その意識をかくあらしめた条件の一つとしての農村構造や社会情勢を明確にするための一助としたい。

ここでは旧洞村の村役人として豪農であった松井八澄の著述を素材として取りあげ、そこから彼及び彼の交遊仲間達の意識を明らかにしたいが、それが当該地方の豪農層一般の意識をどれほど代弁しているかについては今後の検討課題にしたい。

## 洞村の荒廃と村役人松井家

松井八澄は、文化7年(1810)正月に生まれ、明治30年(1897)に88歳で没した<sup>2)</sup>。

彼の生まれた洞村は、朱印高が747石余で、八澄が生まれたころは、旗本戸田氏領269石余と同じく曾我氏領471石余とに分かれてい、曾我氏領庄屋は本家が、そして戸田氏領庄屋を分家たる八澄家が勤めていて、八澄もまた成人して庄屋となつた<sup>3)</sup>。

そして、庄屋としての彼が天保期に、村の荒廃を救い、農業生産を維持発展させるために腐心したということは、のちの彼の意識や思想を

知るうえで看過しえないことの一つである。

天保2年(1831)洞村の両旗本の地代官や曾我氏領庄屋である本家とともに彼は、洞村地籍に「高1丈2尺長86間」「高1丈長60間」の二つの池、総面積1町56反の「於母ヶ池」の構築に尽力し、それによって高500石余の田の灌漑の便がひらけたとされている<sup>4)</sup>。

当時洞村は「村方及困窮、渡世難相成」「漬家出来」のような状態であって、曾我領洞村は寛文期には70軒余あったのが天保13年頃には40軒程に減ってしまったともいわれている<sup>5)</sup>。

この荒廃現象をもたらした原因をつぶさにあきらかにする余裕はないが、すでに近世前期に、おそらく水害によるものと思われる荒地の増大により、大久保石見守検地で747石余あまりあるとされていた村高が、寛文11年(1671)の内検で土地の位を上げて百石余打出したにもかかわらず、村高は686石余でなお61石余が地不足であったという、劣悪な耕地とそれに比較しての年貢の多さが、天保期の荒廃現象を招来させた深因の一つとして指摘出来よう。

さきの、灌漑用水池建築は、そのような荒廃した洞村復興の一策であったし、打越村などから農民を入植させるという、「入百姓」導入もまた復興のためのものであった。

当時20歳から30歳のはじめにかけての、最も活動的な青年庄屋であった八澄が、こうした洞村の荒廃に直面し、その復興に尽力したということは、彼のその後の農民や村役人をみる見方に大きな影響を与えるにはおかなかったとみられる<sup>6)</sup>。

このような村政担当者としての八澄という側面とともに、本居宣長門下の桑名の歌人で国学者の鬼島廣陰の門人で、漢籍、国学に通じ和歌を能くしたという、いわば文化的側面が重視されるのである<sup>7)</sup>。

そして彼の交遊関係は、歌会を媒介としたものが多い。明治元年に八澄の叔父松井敬郷の首唱になる、文化7年生れの者の集まりである「同庚会」や、のちに若い者も加わった「薬鑑会」→「也閑会」での、庄屋、戸長、県会議員クラスの人々との交りが、八澄の意識や思想形成に

大きな役割をはたしたことは疑い得ない。

しかし、ここではそういう村方での文化サロンの役割よりは、和歌や俳諧あるいは華道や茶道を嗜むことが、村役人もっと厳密にいうならば頭百姓なる者の必須の教養であったということに注目<sup>8)</sup>し、松井氏がこれらを身につけていたということは、彼が頭百姓としての自覚をしっかり身につけていたことの一つの証左として留意しておきたいのである。そして、松井氏のように、頭百姓として、また村役人たる自覚を鮮明にもち、村のなりたち、村人の没落防止などに積極的に努めた豪農を、頭百姓=村役人の系譜をもたない豪農と一応区別して、「豪農」としておくことにする<sup>9)</sup>。

### 「降荷怪話」と世直し

さて、松井八澄の世相や時世に対する認識を知る手がかりは、慶應3年(1867)八澄58歳の時から書きはじめて、明治30年に没するまで書き続けた148冊に及ぶ「降荷怪話」と題する見聞記録である<sup>10)</sup>。

これの性格は、第1巻「はるの初風」の「はしかき」に八澄自身が記したつぎの記述に端的にしめされている。

すべて世間の事も物も、あやしからぬはなきものから、皆人の見なれ聞なれたることは、いと大きにあやしきことをも異しとせず、まれにあるをばいささかのことをもあやしみおとろくは、我ともから心おそきならひなりけり、されば、其まれなることを見もし聞もしたるをかきつけおきて……筆のついてに我心の物にふれ、事によりてうれしかなしとおもふことさへかきいてて……

つまり彼が見聞した世間の出来事のなかでめずらしくて「あやしきこと」や、それに対する彼の感想や評価を書きつづったものがこの「降荷怪話」なのである。

さて、こうした「まれ」にして「あやしき」ものの最初として登場し、しかもこの著書全体の表題ともなった事柄が、三河国からはじまつたとされる「お札降り」であった。

この「お札降り」ないし「ええじゃないか」から筆をおこしていることは重要なことではないだろうか。このことは、維新変革を著者松井氏は「あやしきこと」の生起せる時期としてとらえ、その最初が慶応3年の「お札降り」、「ええじゃないか」だとみたといふことであって、著者の維新変革のとらえかたの特徴の一つが端的にしめされているといってよい。

「お札降り」をあやしきことと把えた著者は、これと前後してあちこちで展開した打ちこわし、すなわち世直しの騒動も「お札降り」と同類のものとみていたようである。

明治3年に入って、著者と友人達との間でそのことが話題になって、一人がつぎのように語ったという。

百千の人集りて富人の家におしいり酒をこひ  
米を貪り、はてには家宅を壊し倉庫を破り  
食物衣類を大路に引きちらし踏にじり引きさ  
きて物をいたづらにすることはかりなければ  
……かかる暴動此國のみにもあらず、信濃  
伊勢尾張などもおなしければ其他もいかがあ  
らむ

ここに記述されているような世直しの騒動は、美濃では幕末期よりも明治元年・2年になつてからの方が多く<sup>11)</sup>、そのような事情を反映して明治2年～3年になって著者達の注目をあつめるようになったのであろう。

ところで著者達にとっては、これらの打ちこわしの意図やねらいは全く不可解なものであったようである。

不義にして富る家のみにもあらず、又恨みのある人にもあらぬをかくするは、こぞのたのみのうすかりしかば、米の価の貴きゆえとはいへどさるものどもまことに食物のつきはてたるにもあらず、よしや食物のつきたるにもあれ家を崩し物をそこなひて何にかハせむこれによると、著者達が首をひねったのはつぎの三点であった。その一つは打ちこわし対象が不義なる富者・恨みある人とは限らないこと、二つには米価高騰が原因とはいへ、本当に食いつめた者だけが打ちこわしに参加しているわけではないこと、そして第三に、たとえ食物がな

くなってしまった者が打ちこわしをしているのだとしても、家を崩し器物を破却しても腹はふくれないだろに、ということであった。

著者が不可解として指摘したこの三点は、実は世直しの騒動の特徴点なのであるが、松井氏等は、民衆が世直しをもとめて行動しているということについて、ほとんど何も知らなかつたと思われる。

是も亦さきに麻の降りて里毎に躍り騒ぎしたぐひにて、天狗狐の愚民どもにつきてかかるわざをするにぞあるべき

彼等は、このような打ちこわしは「お札降り」と同様に天狗や狐が「愚民」にとりついておこしたものだと、理解を越えた「あやしきもの」としてしか把えていない。

「降荷怪話」の隨所から窺い知れる著者のたしかな觀察眼、洞察力にしては、世直しの騒動を天狗、狐の仕わざとするのは奇異な感がするし、また理解しがたいことである。

関東・東北地方などで発生したような典型的<sup>12)</sup>な、また大規模な世直し騒動はほとんど起きてなく、それに比べると「お札降り」は広範にみられたという当地方の民衆運動のありかたが、著者達の世直し騒動に対する見方に影響を与えてゐるのかも知れない。

しかし風聞や諸記録の収集になみなみならぬ関心を寄せている著者のことであるから、他地方で展開した世直し騒動に無関心であったとは考えにくいのである。

それよりも世直しの騒動を天狗・狐の仕わざとみた背景として著者達の民衆に対する低い評価に注目すべきだと考える。

天狗・狐を持ち出すことといふ、

住家もまたかならぬ浮浪のわろものどもましりあて愚民ともを誘ひそゝのかして……罪ハただ民にのみかゝりてたしなめらるゝもいとあさまし

と、浮浪の「悪者」による「愚民」のそそのかしといふ、罪だけ受ける「愚民」へのあわれみにも似た同情といふ、著者は打ちこわしや「お札降り」における民衆の主体性を全く無視しているのであって、まさしく民衆を「愚民」視し

ているのであった。

このような見方に立てば、あの打ちこわしも、「お札降り」も天狗や狐のあやつる「あやしきもの」とみざるを得なかったのもある程度納得がいくのである。

ところで、著者のこの徹底的な愚民觀の対極には、彼のような頭百姓=村役人にして豪農(以下「豪農」)の優越感があった。そして維新変革に対して彼のような「豪農」こそ積極的な役割をはたしうるといった確信でもあったであろうか。さらにまた、民衆運動は打ちこわし以外のものもすべてとるに足らないものとしてその意義をみとめなかったのであろうか。つぎにそのような問題について松井氏の考えをみていこう。

### 一揆と「豪農」

松井氏は「お札降り」や世直しの打ちこわしは、その意義を認めなかつたようであるが、年貢や諸負担の軽減をもとめる一揆については一定の評価もし、そこで村役人はそれなりの役割をはたすべきだと考えていたようである。

これらについては、この「降荷怪話」にではなく、近郷高富藩領でおきた一揆の見聞録である「更衣<sup>13)</sup>」のなかで、明確に述べられているので、それを紹介してみよう。

高富藩は、美濃国山県郡高富に本拠(陣屋)をおく本庄氏1万石の、美濃は高富周辺14か村に7千石、下野国に3千石の所領をもつ小藩であった。

この高富藩美濃領で慶応4年に割元・郷宿などの打ちこわしを含む一揆がおこった。藩主上京に伴なう御備金賦課が直接の原因であったが、それまでの度々の過重な年貢・御用金賦課のつみかさねが、一揆を惹起せしめたといえる。

この一揆の原因や経緯、結末は省略するが<sup>14)</sup>、慶応4年春の強訴・打ちこわしの後も、村方騒動的状況を基礎にした一触即発の不穏な状況が、新政府の取調べが本格化する明治2年の中頃まで続いたということを注目しておきたい。

そしてそのような、つまり割元庄屋など藩か

ら役目を仰せつかっている庄屋以外の、平の村役人が攻撃されるようになった段階を記述して、松井八澄は今川村、籬倉村の庄屋が追及されたのを引きあいにしながら、村役人たる者はどうあるべきかということについて、つぎのような考え方を書き留めた。

此記七・小平二ハ平庄屋なれハ、他村のものに疑ひを受へき道理ハなけれ共、其平庄屋のうちにてハ、重立たるものなれハ、此度の一条には、小前のものに力を添、願方なども不束の事なきやうに、心を付へきものなるに、只何事もよそにみるハ、陣屋の犬そと意得て、かかる悪言を放ちしなるへし、あハれその人々よ、心の中にハいかて正邪の弁別なからむ、彼大庄屋ともが悪行の長せざるほどに、利害を解て諫争せは、いかで今日に至るへき、よしや事ここに及ふとも、此人々心を極めて地頭にもあれ、いつくにもあれ、訴へて止さらは、正邪判然たらさらむや、

これによれば、今回の御備金賦課反対の一件は、村役人は小前に力を貸して訴願も不束のないよう取り図らうべきであったのに、他人事のように傍観していたので小前から攻撃されてしまうのだというのである。

松井八澄は、小前層を「正邪の弁別」なき者達と見做していただけ、彼等を指導するのが村役人の責務だとの意識を強く持っていたことがわかる。

しかもさらに注目すべきことは、この洞村名主は小前層がおこした今回の一揆の要求そのものは支持しているのであって、「正邪の弁別」なしとは打ちこわしなどの小前層の行動について言っているのであった。

かく一揆して奸吏等を追失ひ、今より政の正しくなりて、無益の費のなくなりなは、そハ誰か為なるそや、先高持の得となりてさて小前にハ及ふならすや、さるを水呑共か命を捨て、東西に駆逐し南北に奔走するを、其高持たる名主ともハ、煎豆噛て其者ともを譏り居るハいと情なき心ならずや、こハ此徒党の長たるもの、常に農業も励み勤めず、酒と突とに日を送るを、憎しとおもふ心より出たるな

るへけれど、此者ともかなす業と、上たる人々の奸曲とハ、いつれか世にハ害多き、然はあれともかかる賤しきもののならひとて、事を為し得れば其図にのりて、横行するものなれハ、かくのみにして事終らはいかにせむとかおもふらむ、そを恐るゝ心ありなむには、さる者共にハ事を斗らす、高持の者共心を協せて、初より訴ふへし、さてハ暴動もなく後の憂もなかるへきをと、あたりの人はいといふかひなく、衣をへたてて鮮(麻)を搔く心持しけり、

今回の一揆は、一揆の中心勢力である貧農・水呑層よりは、「高持」層の利益になることである。それを「高持」たる名主が傍観しているのは情けない。一揆指導者層たる半プロ層とは日頃から対立関係にあるので、庄屋達が拱手傍観するのもわからぬでもないが、かかる貧農、半プロ層の所業と、「上たる人々」の奸曲とでは一体どちらが世に害することが多いか、と八澄は痛烈に領主層を批判している。そしてもし貧農・半プロ層の過激な行動を恐れるのならば、彼等に図らずに、「高持」層だけで事をおこすべきなのに、と高持=庄屋層の主体性のなさにいらだち、批判している。

以上の、松井八澄の指摘にはいくつかの看過しえない重要な点が含まれている。

その第一は、年貢や諸賦課の軽減を求める一揆・打ちこわしと、米価高騰等を契機として展開した打ちこわしに対する松井氏の評価の違いである。前者の一揆・打ちこわしである高富藩領のそれについては、その担い手、要求実現の方法等については批判しつつも、要求そのものは「高持の得」になることだとして支持した。

それに対して後者、すなわち物価高騰などを契機としておきた打ちこわしは、天狗や狐がついたもの、すなわち「あやしきこと」としてしか理解していないことは先述した通りである。

そして維新変革期は、「高持の得」になる一揆・打ちこわしよりも、天狗や狐のついた「お札降り」や打ちこわしの方が盛行していると松井氏の目には映ったこともすでにのべた通りである。

重要なことの二つめは、八澄の村役人批判である。彼の批判は村役人が「高持の得」になるはずのことにさえ率先して行動しないこと、村方騒動の種を未然にとり除かないと二点であるが、彼の指摘の後者は、当時村方騒動が高揚して、その指導性を發揮しえぬ村役人が多数存在したこととしめすものである。と同時に、松井氏自身はこの点に細心の注意を払い、洞村内部の矛盾を抑えて、村役人としての地位を比較的安定的に維持していたのではないかと想像されもあるのである。しかしこの点については今後の検討課題であって、ここでは、先述した天保期の洞村荒廃救済策としての於母池構築や入百姓導入等の、洞村復興にはたした松井氏の役割が、洞村における小前層と庄屋松井氏との間の対立的問題の発生を抑えさせた原因の一つではなかったか、ということを指摘するに止めたい。

もし右の推定が妥当だとすれば、そのような村方は少なくて、村役人が小前層の追及に直面しているような村が圧倒的に多かったということは確かであろう。

そして、松井氏はこうした現実を目の当たりみて、「衣をへたてて鮮を搔く心持」ちすると同時に、「豪農」に不信をもち、「豪農」の今後に明確な展望を見出せなかつたのではないだろうか。

そのことを、「豪農」の一つの重要な側面である頭百姓の分解について、松井氏がどのような認識をもっていたか、という点から再度みてみよう。

美濃地方、それもとくに三川流域の平野部村々では、近世時頭百姓と脇百姓という序列があり、頭百姓はさまざまな特権をもち、村役人を独占していた<sup>15)</sup>。そしてこうした両者の関係が村法・郷例などによって成文化され固定化されていた村落秩序を頭分制と呼んでいることは周知の事実である。

ところで、このような頭百姓の成立は兵農分離の結果であると、松井氏はきわめて鋭い観察をしていてこと、頭百姓が村役人として村人から敬われるの「もとよりの農民ハ書算などハ

更ニ知らず、いとも恥きもの」であるのに対して、頭百姓は教養があるからだと、一般農民に対する知的優位を頭百姓の資格の一つとして強く意識していた、等々の特徴を指摘することが出来る。

ところで、本題の、当時の頭百姓の状況、すなわち頭百姓の分解について、松井氏はどのようにみていたか、ということについて論を進めよう。

下たるもの苗字を称し、上下を着、家作を増む事を願ひて頭に訴ふれば、そのほどほどに従ひて金を出させ証書をとりなどして免す事となれり、又里によりてハ頭の中に家おとろへて田畠を売るものあれバ、頭のうちへのみ買とりて、下たるものにハ更に持せず、家作るべき地も頭よりあたへて、其地の貢ハ頭より出せバ実の家僕の如くなり

ここには、脇百姓(平百姓)の献金「身上り」と、頭百姓が土地を喪失したとき、それが頭百姓相互間で処理されて<sup>16)</sup>、全体としては頭百姓と脇百姓との間の序列やけじめは保たれている例がのべられている。そしてこのよう、近世初期以来の頭分制の変化は、松井氏によればあまり問題ではないのであって、とくに引用文の後者については、「私事とハいへど義理正しき」と是認しているのである。

そして、彼が「理りの正しからぬ事ぞかし」として問題にしたのは、次のような場合であった。

我里あたりは頭も下も同じさまにて、頭の貧しきものハ下の富たるものゝ田畠を作り、家財食物をさへ借て、はてにはえかえさぬもありて、格のみいたく級あるはむかしよりのならひとはいへど理りの正しからぬ事ぞかし、つまり頭百姓が没落して脇百姓の土地を小作したり、脇百姓から金穀を借りてあげくのはてに返済が滞ったりという、「格」と「実体」との不一致こそが問題なのだといい、この引用の続きのところでこれが村方騒動の原因になっていると指摘している。

このような、頭百姓が頭百姓としての実を失なっているとの認識と、さきの村役人批判とは

表裏一体の関係にあった。なぜならば、当時に至るも当地方では村役人を頭百姓が独占する例が圧倒的に多かったからである<sup>17)</sup>。

それでは松井八澄は、近世以来の頭百姓という門閥はもはや否定さるべきだと考えていたかといえば、そうではなかった。

平民の苗字許可という新政に対して「後世には其本姓をあやまつ事多かるべし」との危惧の念を抱いていた(とはいってこの制度によって我姓が卑しくなるわけではないのに、「口惜」などとおもうは「ひがひがしき心」だとして、これに強く反対しているのではない。)

また、後述するが、愛知新聞が岐阜県は「開化の新法ハ施行する者少し」として、その原因是「戸長里正其外堤防締役、地券調役等」「不学不才を問ハズ」に「旧家富農に任して」いるからだと主張したのに対して、八澄は

家格を重する故に旧家富農にハ学才ある人多し、故にさる人々村民の撰挙にあひて戸長里正其他の役人にも任せられたる也

と、頭百姓こそ学才ある者多く、それゆえにこそ村役人等々に任じられているのであるとして、愛知新聞の主張に反駁している。

このように、松井氏は彼自身が頭百姓であったこと也有ってか、どちらかといえば頭百姓擁護論者であった。とはいっていいのであって、これと当時の頭百姓の没落についての先述の指摘とをあわせて考えてみると、松井氏は頭百姓に何か期待をかけているということではなかったようと思われる。

維新変革に対して「豪農」に展望を見出せなかったとすれば、「豪農」の現状を知識人として冷静に、客観的に受けとめて分析するしかなかつたのではないだろうか。

ところでいま、松井氏は「豪農」の維新変革に対する役割を期待していないと、断じてしまつたが、はたしてそうであろうか。そのことを、松井氏の「開化政策」の受けとめかたからあらためて考察してみたいと思う。

## 「開化の新法」と「豪農」

松井氏の維新変革のうけとめかたの一面をしめすものとして、「降荷怪話」明治5年の「はるの初雪下」にしるされている、新政府の打ち出した「開化の新法」への対応をみていくことにする。

そのことをみる前に、当時「開化」については、新政府と貧農・半プロ層を中心とする小前層、それに「豪農」層とでは、それぞれに目ざすものが異なっており、時に相互に鋭く対立する関係にあったということを確認しておきたい。

当今不学無識ノ愚民輩、俄ニ自由権ヲ得タルカ如ク誤解シテ、其門地ヲ廃止セラレタル機会ニ乗シ、区戸長ヲ輕蔑シ、門地ヲ蹂躪スルノ兆アリ、今ニシテ村治ノ良制ヲ得ズンバ、恐ラクハ文明却歩シ、反テ曩日圧抑ノ朴質ニ劣ルコトアランカ<sup>18)</sup>

これはやゝ時期が降るが、明治八年に厚見郡の「学区取締」上松万造が県に提出した同郡の民俗調書の一節である。

大区・小区・区戸長制の設置を契機にして頭分制廃止など村政の「民主化」をめざす小前層の運動が広範に展開したこと、これを「自由権ヲ得タル」と「誤解」した運動だとして批判して、これとは異なった、これに対抗しうる「村治ノ良制」の設定を学区取締りは訴えていたことがわかる。つまり封建的な村政にかわる新しい村政のありかた、すなわち「開化」の村政をめぐって、小前層の目指す途と、当方の有力豪農の一員であり、学区取締りでもあった上松氏のめざすものとは異なっており、鋭く対立していたことがわかる。この上松氏の考えは、当時の豪農層全体の意識を代弁するものといってよく、また新政府・県側のそれとも一致していたといってよい。しかし「開化」の新法の全体に対して新政府・県側と豪農層との間に見解の違いや対立がなかったといってよいかというと、そうではなかったと思われる。ここに政府・県側とも、小前層ともちがう、豪農層独自の「開化」論があったのではないかと想定し、とりあ

えずはそれを「豪農」たる松井八澄の著述から探し出してみたいと思う。

彼の「開化の新法」に対する考え方たがまとまって一番はっきり出てくるのは、岐阜県の旧態依然、新法の実施少なきを論じた「愛知新聞」の27号への批判のなかにである。

他人の口をかりながら開陳した松井氏の主張はつぎの三点にまとめることが出来よう。その一は、「旧習があしとて遽に開化をもとむともいかで忽に行ハるべき」と、急激な開化政策は実施が困難であるとして批判的であった。その理由としてあげているのが、「大名7.8家磨下75.6家わかち領」すという近世に於ける多数の領主の支配からくる「人心まちまち」という美濃地方の歴史的特質と、急激に開化を推進しようとすれば「罪人多くいできて恨み憤り中々なるわざのみでくべし、飛驒人のあらぶるわざして梅村氏を追ひしを思ふべし」と、明治元年におきた梅村騒動のような民衆闘争の勃発の可能性であった。

批判点の第二は「田舎にてハ開けたるさまにもてなす人も、実の開化にハあらず西洋の悪風俗をのみまねびとれる也」とうはべだけの西洋模倣は真の開化ではないといでのある。

「きらきらしき」西洋服、「サホとかいへるちひさき笠」「蝙蝠傘」「金銀の縛つけたる懐時計」などで身を飾れば2百円にも及ぶのであって、「開化のはじめハ無用の事に財と暇を費す事とどむ」ことだといでのある。

また、費用の問題だけではなく、「皇国人ハ外国人とひとしかるまじくかまふべきわざならずや」と、我国独自の風俗の確立という点からも模倣の開化を批判している。

三つめの批判点は、愛知県に比して岐阜県には学校病院が少ないという愛知新聞の指摘に対して、「皆其費をさゝへかねてえものせぬるべし」と、費用負担の増大をあげ、また愛知県ではそれが「貧しきものの困みとなり、とく廃れよかしとねがふものもし」と、民衆の反学校感情の惹起もあげている。

岐阜県では「うハベをいたくかざる」風習があって、それに財を費すことが学校・病院など

の建設費があつまらない原因だけれども、「それはた速にとどむへき事にハあらず、年月を経ばあらたまりぬべし」と、無理して急いで学校・病院建設をすることはないといっている。そして「國のいとよく治りたらむには、学校病院の設などハ二とせ三とせおくれぬとも何かハあらむ」というのが、彼が強調して言いたいことであったようである。

以上のような「開化の新法」に対する松井氏等の主張をみてみると、それらはいずれも新政府や巷間の開化熱に対する批判ではあっても、「開化」に対する彼の積極的な意見や発言はないことがわかる。

しかしながら、これらの「開化」批判は、彼等「豪農」としての立場からの発言であり、この階層の利害に立脚した批判であったという点では大いに注目に値するのである。

すなわち急激な「開化の新法」の実施が梅村騒動のような民衆闘争を引きおこすとする指摘や、「國のいとよく治りたらむ」ことを最も重要なこととして考えるというのは、区戸長など村落指導者としての立場にある者の発言でなくてなんであろうか。

学校や病院建設に出資を期待されている者が、「うハベをいたくかざる」風習があって、「富たるさまにみえても財なきが多」といえば、当該地方の上層農民、頭百姓のことを指していることは明白であって、この階層にとって負担になる学校や病院の建設は急ぐべきではないというのであるから、これまた松井氏等の「豪農」層の利害を代弁していることは言うを俟たない。

また、模倣の「開化」を戒めるなかで、「皇国人」の独自性を主張していることも、「豪農」としての立場や意識から出ていると考えられるのである。

賤しきものハ文字を知らず、いとつたなく愚にして  
とか、

農民ハ書算などハ更ニ知らず、いとも怯きもののみなりしかば  
という一般農民以下の階層に対する徹底した愚

民意識と、その対極に「旧家富農にハ学才ある  
人多し」とする優越意識は頭百姓などの上層農  
民に固有のものであり、また事実かかる意識に  
裏打ちされて、頭百姓達は和歌・俳諧・書・華・  
茶・剣術等々を教養として身につけている場合  
が非常に多かった。松井氏が歌をよんだという  
のも、洞村にあって村役人にして頭百姓たるもの  
の必須教養と意識していたことは疑い得ないこと  
である。

こうした、いわば頭百姓的文化を身につけていた彼等にとって、それとは異質の文化や風俗が氾濫し、しかもそれが頭百姓的文化を圧倒する勢いとなれば、それは「豪農」の存立そのものを危くすることになるわけである。八澄の「皇国人」の独自性の主張は、彼等の身につけていた頭百姓的文化擁護の主張だったのではないか<sup>19)</sup>。

以上のように、「豪農」層のめざす「開化」は、貧農・半プロ・小前層のそれと異なっていたことは勿論であるが、新政府や急激な欧米文化移入論者の主張するものとも一線を画していた。

しかしだからといって、「豪農」の利害に合致した「開化」の具体的な内容が積極的に提示され、主張されているかというと必ずしもそうではない。

「降荷怪話」の明治5年の「開化」に関する記述のなかや、それ以後の年の巻にもそれらしいものは見あたらないのである。

これには松井氏のような「豪農」層独自の「開化」施策の提示を困難ならしめるほどの新政府の強力かつ急激な上からの「開化」政策の推進や、「いやならないやで彼是云ハずに承っておくがよい」といった、新政府に対する「豪農」の面従腹背的なたたかれたかな対応などを考慮しておく必要はある。しかし独自の「開化」策を積極的に提起していないところに、「豪農」、あるいはそれを含めた豪農層の、政治的・社会的勢力として未成熟であったことが反映しているということに留意しておく必要があると思う。

## 地租改正と議会

右のような「豪農」層の政治的・社会的なありかたの特質と相互規定的である彼等の経済的基礎について、土地問題を少しとりあげてみることにする。

明治初年に、新政府が土地を取りあげて均等に再配分するとのうわさが全国的に流れ<sup>20)</sup>、当美濃地方でも例外ではなかった。

松井八澄は明治3年の「はるの初夢」の下の巻で、人々が均田のうわさとして周章狼狽している様を記述している。

この点については別稿で触れた<sup>21)</sup>ので、詳しくはそれに譲るが、「年比欲しとおもふ事もえせで、人に疎まれ悪まれて蓄へ持たる田畠」すら、政府に収公される可能性を信ずるほどに私的所有の危機を強く意識しており、地方で「すべて土地ハことことに朝廷のもの」との認識をもつていたことは、ここでも強調しておきたい。

地主・豪農がこうした土地収公の危機感から解放されたのは、地租改正の進行であった。

松井氏の場合は、明治7年になってようやく地租改正を「民のなりはひをやすからしめたま」うものと期待する記述を残し、8年には

すべて土地ハことことに朝廷のものなるをおととし地券を授けて皆民に賜ひしなりと、地租改正によって完全に土地が民の所有するものとなったと意識するようになっていた。

このように地租改正による私的所有の公認を評価したうえで、地租そのものについては彼は批判や不満をもっていた。

いったいに、彼は地租改正以前から重い年貢について不満をもらしており、例えば県令長谷部怒連の死に臨んで松井氏は、新政が「よそよりハゆるらかたりしかハ人皆よろこひあひしが、租税のみハこれにたがひて少しげしかりにや」と徴税のきびしかったことを忘れていない。

しかし、地租改正を契機として、「其土地によりてハ其代価も其100分三も一むきには定めかたき理りある」と地租の妥当でないことや、地租改正に際しての「官の偽詐」を鋭くつく記述

があらわれるようになり、以前に比べて租税の内容や政府のやりかた等についての鋭い指摘が増えていることが注目されるのである。

これは地租改正が、八澄等土地所有者にとつて重大な利害関係にあり、以前より増徴の恐れがあったためだろうが、ここで問題にしたいことはそういうことではない。

きのふまでハ大地ハ悉皆天皇の御物なれハいかにあらむもかにかくと申すべくハあらざりしかど、今日ハ民に賜へれバ平かならぬハ細かに論ふべきなり

これから明らかのように、土地が民の所有と決まったからには、地租の不公平は詳細に論ずるべきだという意識が出てきたことを重視したいのである。

また政府の地租改正事業が「偽詐」めいていふとするつぎのような理由も注目されるのである。

(昔は) 土地を正すことは公よりさることに委しき吏を遣ハして縄にまれ竿にまれ其下吏にとらしめて下民ハたゞ傍に見るのみなりしを、今ハことごとに民に委任ねて官吏ハただこれをよく検査て誤りなきをあきらむるのみます、土地調査の方法が現在は民が中心となって官吏は調査するだけだといふのである。その理由は、引用文のすぐ後で、土地が皆民に授けられたからだとしていることに注意しておこう。

民に委任ねて正さしむるものから、更に民の心のごとくにハせさせずして、猶偽詐めいたることのありけにみゆるハいと怪し

ところが、民に委任して地検を実施するしながら、民の願い通りにはさせずに偽詐めいたことがあるのは怪しからぬことだ、というのである。

これは、明治八年から本格化するいわゆる押しつけ地価のことを指しているのであるが、それの不当なことを、私的所有→地検の民への委任←政府の介入という論理で追及していることが重視されるのである。

つまり松井八澄は、私的所有を理論的前提にして、民が地租の公平について論ずること

の正当性、政府の押しつけ地価の不当性を主張したのであった。これは結果的には地租軽減を要求しているのであるから、負担軽減をもとめるといふでは、地租改正以前の年貢減免要求と同じようなものに思われないでもないが、それを支える論理は著しく異なるものであったということを確認しておきたい。

さて、松井氏は明治7年、民撰議院の論議に言及しながら、

今民のうへにとりて議すべき事ハ、農ハ田租の改まるにつきてハいさゝかも公平ならぬ事なく均しかるへく論ひ、商ハ諸税の彼に薄く此に厚きやうの事なからむことを説くべき

と、地租や諸税の公平について論議すること自体は緊急の課題であるとした。

しかし新聞紙上でもその問題は取り上げていないし、民撰議院も集議所もそれを論議する場としては期待し得ない、というのである。

それは彼の「代議人」に対する徹底的な不信感からきていた。

民撰議院を望む者は、「農商などの情ハいかなるものとも露しらず」「政府に抗敵むとおもひ、又ハ官の大巨めきたるものとならむと思ふ底心」あるか、「民情をよく知れる人ハ胆細く」て保身だけを心がけ、次第に「官に語ひ民の困苦をおもハズ、さてハ中々に民情を知らぬ人より毒をば下に流」すものだという。

また、岐阜県庁内の集議所で地租問題が議論になっても「論ふ人ハ僅に34人にして其他ハ一言をだにいはず、此人々のみならむには聾啞院にやきにけむと思ふ」ほどだとして、代議人がたよりにならないといふ。

さらにまた、彼の周囲の身近かな「農の中に」も「人のなき」と断じている。それは、地検に際して、土地の「精細」をよく知っていて、「土地を多く持ち」「心も正しき人」と聞えている、いわゆる名望家地主に土地調査が命じられているのであるが、八澄らにいわせれば彼等は農民代表としては失格だといふ。

其人々おのが村のみこそあれ、たゞに隣の村の事だに細にはえ知らで、いといと迂遠なる論どもをたてて県に聞えなとする故に、中々

に民の困苦となるをも更に思はず、おのれ譽をとらむとのみすなるに、思へバ代議人とて撰ふべきものハなきことを知るべし

すなわち、彼等は視野が狭く、迂遠な論をたて、自分の名誉を得ようとするのみで、真に農民を代表する代議人として撰べないというのである。

以上要するに、松井八澄等の目には、民撰議院を唱えた民権家(士族中心)にも、新聞に論陣をはる知識人にも、そして名望家地主にも、真に農民の立場にたって地租の公平なることを論ずるような「代議人」はいなかったのである。つまり、松井達の利害を代弁する政治勢力を見出せないとしたのであって、そしてそのことが民撰議院やのちの国会開設も時期早尚と考えたおそらく最大の理由であった。

それでは新聞や議院に期待出来ないとすれば、地租改正反対運動はどうであろうか。

明治9年におきた三重県を中心とする大規模な地租改正反対運動について、松井氏は新聞などを通じて詳細にしてかなり正確に事實を把握していた。また翌10年の西南戦争で、西郷軍に味方する者の多い理由の一つは、「地租の改まれるより貢のましたる処、其他も事のかはれるをわびしくおもふ輩」がひそかに応援しているためだと記しているなど、民衆の地租改正反対の感情や運動の高まりを、彼は十分に承知していたと思われる。

しかしながら、三重の一揆を「不平党」士族の煽動によるものとか、「所在の無頼者」のそそのかしによるものとみていたことにしめされるように、民衆の地租改正反対運動を評価していなかつたし、これに依拠して松井氏等「豪農」の要求を実現しようという考えも当然なかつたようである。またこの時期に岐阜県中島郡や愛知県春日井郡などでおきた、村役人や豪農層を先頭にした村ぐるみの訴訟闘争や、岐阜町隣りの領下村の遠藤家が単独で起こした訴訟等について一言の記述もないことから考えて、たとえ運動の指導者や主体が、地主・豪農であっても、松井氏は反対運動そのものに意義を認めなかつたようである。

となると、松井氏としては全く八方塞りのはずであって、このように歌会仲間のなかで論議したり、著述のなかで評論するという、知識人的な、あるいは傍観的な態度をとるしかなかつたとも考えられる。

### 松井氏の国家観—むすびにかえて

「其人を得たらむには、国会ハ大きに國の為なるべし」との引用をまつまでもなく、八澄や彼の歌会仲間達が、国会開設に消極的な意見であったことは、先述した民撰議院に対する態度から推しても明らかであり、その理由が、代議人に適任者がいないということであったこともすでに指摘した通りである。

この「人を得」ないということは、八澄のような「豪農」層の利害を代弁して論陣を張りうる能力のある人物がみあたらないということであったが、もっと厳密にいうと松井氏のような国家観・民権論に立つ代議人がいないということでもあった。

いったい、松井氏のいう民権とはどのようなものであったのだろうか。

明治7年の、福沢諭吉著「學問のすすめ」批判の箇所につぎのような一節がある。

土地も人民も政も何も悉皆天皇の御物なる皇國の政府と、土民の名代どもの集れる政府とひとしかるべきや、されハ今それを改めて彼にならひたまふも亦天皇の大御心によれり、土民より改めしにあらず

この文は、地租改正によって土地が人民のものになったことを喜ぶ以前のものであるが、一言でいえば主権在君説であり、そしてこれは「古へよりかたく定りたる国体」であるとするものであった。

つぎに明治12年段階の彼の考え方みてみよう。県会が民権運動の高揚から生まれたものであることは明らかだが、県会は「君權の幾分かをさきて民に賜ひし」ものと考えるべきか、あるいは県会あっても「君權は君權にてもとのままなる」と考えるべきか友に問われた時の、松井氏の答えはおよそつぎのようなものであつ

た。

いかで君權をさきたまひしとハいふべき、県官の權の減りたるといはゞいふべし、然るは民の政を議るといふも自議るにハ非ず、君の議らしめたまふなり

彼によれば、県会は君權の一部を人民が獲得したというような性格のものではなく、朝廷から従来県官に委任されていた審議權の一部が人民に委任されて出来たものにすぎないのであるから、県官の權が人民に渡ったとはいえる、といふのである。

そして、官員は国税から給料が支給されるので「民にあづかることならねど」も、

ヨカリツカサ 郡の庁の吏はしも皆県税もておかるゝものなれば、其員の増減給祿の多寡ハ更なり、其を黜陟などのことをも議すべき民權はあるべき理とこそおぼえたる

主権在民を軸として、人民の権利の一つとして議会を主張する民権論に対して、松井氏のそれは、主権在君を軸に、議会は君主から委任されたものであり、その枠内で議会に参加する、それが民権であると考えていたことがわかる。

そういうえば、民が地租問題などについて政治的発言をすることを認める契機になった、土地の私的所有も、彼によれば朝廷が「地券を授けて皆民に賜ひし」というかたちで実現したと認識していた。

松井氏のいう「人のなき」とは、巷間の民権論と異なる、というよりそれと対立するところの松井氏のいうような国家—人民認識に立脚する「代議人」が、民権運動の高揚期たる12年ごろには彼の知るかぎりいなかったということだろう。

中下層農・貧民を主体とする世直しや新政反対、地租改正反対運動などの民衆運動、また反乱士族や民権派士族に対する白眼視や批判のなかに、近世以来の頭百姓意識の投影が、他方主権在君論に立つ朝廷—人民觀に、近世的国家意識の投影と、主権在民の民権論の彼に与えた影響の弱さ<sup>22)</sup>を感じる。

総じて、松井氏の視野の中には、豪農主導の運動や、豪農の民権運動が欠けているように思

われる。県下の民権派豪農の維新以来の軌跡と、かかる豪農層の諸活動の他に及ぼした影響の有無などが、本小稿でのべた松井氏等との対比の上で論じられる必要がありはしないだろうか。

- 1) そのような研究状況のなかで、丹羽弘氏の『地主制の形成と構造—美濃国地帶における実証的分析—』(御茶の水書房)は貴重な労作である。
- 2) 『美濃国稻葉郡志全』、西村覚良「降荷怪話」(『郷土研究岐阜』11号)
- 3) 松井磐夫文書(『岐阜市史 史料編近世二』史料31-19)
- 4) 『美濃国稻葉郡志 全』、松井磐夫文書(『岐阜市史 史料編近世二』史料31-21)
- 5) 松井文書(右同断、史料31-24など)
- 6) たとえば「降荷怪話」明治八年の巻で、豪農が勤農等に率先すべきであるのに、その役割をはたしていない、と指摘していることなどはそれの一つの証左であろう。
- 7) 『岐阜市史 史料編近代二』解説
- 8) この点については別稿を予定している。
- 9) いまのところ、このような区別をするとくに明確な理由はないのだが、頭百姓意識をもつ豪農とそれを持たない豪農とでは、意識や行動に何かしら相違があるのではないかと思、便宜上区分けしておく。
- 10) 松井四郎文書。『岐阜市史 史料編近代二』には、重要部分が収録されている。
- 11) 青木虹二『百姓一揆総合年表』(三一書房)
- 12) 参加者が世直しを標榜して、それを旗印などに掲げて打ちこわしなどを行なったものをさす。
- 13) 松井四郎文書(『岐阜市史 史料編近世二』史料32-1)
- 14) 詳しくは『岐阜市史 通史編近世』参照のこと。
- 15) 頭分一脇百姓関係についての論文は多数あるが、さしあたり『岐阜県史 通史編近世上』参照。
- 16) このような指摘があることを知らずに、農民層分解を考える時に、頭百姓・脇百姓それぞれの階層内部での土地移動を考えるべきだとかつて述べたことがある。(拙稿「美濃における一八世紀後期の村方騒動」(津田秀夫編『近世国家の展開』(橋書房)所収))。
- 17) 例えば幕末期、大垣藩領野村では村役人の資格をめぐる村方騒動がおきているが、そこで決まったことは、以後村役人は頭百姓のうち持高10石以上の者から選ぶとされたに止まっている。(『岐阜県史 通史編近世上』)
- 18) 『美濃国民俗誌稿閑口議官巡察復命書』(岐阜県立図書館)
- 19) 「豪農」を含めて、民衆の对外意識の内容を明らかにすることは重要なことである。いっぽうでは攘夷派が次々に弾圧される時期に、他方では排外的なうわさが民衆運動を高揚させる一条件になったということを考えると、この時期の各階層の对外意識のありかたを究明する必要を感じ、今後の課題といい。
- 20) この問題を重視して取りあげたのは佐々木潤之介氏の、新岩波講座日本歴史の論文であるが、もう少し全体的に論じたものとして『世直し』(岩波新書)がある。
- 21) 拙稿「維新変革期における民衆」(『講座日本の歴史・近代1』(東大出版会))
- 22) 彼の意にそな「代議人」のないことや、民権論の影響の弱さなどを考える際に、彼が当時70歳前後で、第一線からは退いていたという条件を考えに入れるべきなのかも知れない。しかし、これらの条件をどのように入れるべきであるのか、またそれらを考慮して導き出されたものが、妥当であるかどうかをどのようにして論証するのか、等々がわからないので、いまはそのような条件は考慮に入れていない。